

大阪市告示第356号

次の施設について、大阪城天守閣条例（昭和24年条例第59号）第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、同条例第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月17日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪城天守閣	令和7年3月22日（土）から 3月31日（月）まで	午前9時から 午後6時まで

（経済戦略局観光部観光課）